

## ケアハウスわらび園運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡老人福祉協会が運営する、ケアハウスわらび園(以下「施設」という。)の管理運営に関する事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者へのサービスの充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等サービスに万全を期することを基本方針とする。

### (利用者の定員)

第3条 施設の利用定員は30人とする。

### (利用者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合、いずれかが60歳以上であれば差し支えない。
- 2) 身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居困難な者及び自炊等に困難不安がある者。
- 3) 伝染性疾患及び精神性疾患等を有せず、かつ、問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4) 原則として、常時介護を必要としない程度に自立した日常生活を営むことができる者。
- 5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。
- 6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

### (利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、国が定める基準に従って理事長が定めるものとし、『利用のしおり』に掲載するとともに園内に掲示して周知する。

### (職員の区分及び定数)

第6条 施設には次の職員をおく。

- 1) 園長 1名 ただし、特別養護老人ホームわらび園園長が兼務する。

- 2) 事務員 1名
- 3) 生活相談員 1名
- 4) 介護職員 1名
- 5) 栄養士 1名 ただし、特別養護老人ホームわらび園栄養士が兼務する。
- 6) 調理員 1名

(職務)

第7条 園長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 3 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等を行う。
- 4 介護職員は利用者の生活援助並びに施設内の維持管理・清掃を行う。
- 5 栄養士は、利用者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導及び調理員と連携して給食調理等の業務を行う。
- 6 調理員は、栄養士と連携し、利用者の給食調理業務を行う。

(入居申し込み)

第8条 施設への入居希望者は、ケアハウス入居申込書を提出しなければならない。

- 2 施設は入居申込書の提出があった時は、その内容を確認の上、入居申請者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居審査会にて入居の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を園長に提出しなければならない。

- 1) 入居契約書
- 2) 身元保証書
- 3) その他、園長が特に必要と認めた書類

(利用者台帳の整備)

第11条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第 12 条 利用者は退居しようとするときは、退居届を提出しなければならない。

(死亡)

第 13 条 園長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取り消し)

第 14 条 園長は、利用者が次の各号に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- 1) 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- 2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- 3) 日常生活に介護が必要となり、その必要な介護を受けることが困難と認められるとき。
- 4) 病気その他のため、他の利用者に迷惑をかける等、共同生活に不相当なとき。
- 5) 金銭管理その他施設の利用について自分の判断ができなくなったとき。
- 6) その他利用契約に違反したとき。

(居室の変更)

第 15 条 園長は、利用者が次の各号に該当するときは、居室の変更をすることができる。

- 1) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- 2) その他、園長が必要と認めるとき。

(サービスの基本原則)

第 16 条 園長は、利用者が守るべき事項を記した『利用のしおり』を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底したうえ、老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第 17 条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応じるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅サービス提供事業者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第 18 条 利用者に対して毎日 3 食、高齢者に適した食事を提供するものとする。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には提供しないこととする。

- 2 食品の調理加工および保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表により栄養のバランスを配慮するものとする。

(入浴)

第 19 条 1 階浴室での入浴は隔日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

(生活援助)

第 20 条 利用者に対する日常生活の援助は、原則として行わないものとする。

2 利用者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、また、病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅介護サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第 21 条 利用者の健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 利用者の健康保持にあたっては、特に高齢者特有の疾病の予防に努めるものとする。

3 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 22 条 利用者は次の事項に留意しなければならない。

1) 利用者は『利用のしおり』の各事項を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努めなければならない。

2) 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

3) 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

4) 利用者は、故意または重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第 23 条 園長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心がけるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第 24 条 園長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

(秘密保持)

第 25 条 職員は、正当な理由無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

- 3 利用者が使用しているサービス事業所等に対して、利用者及びその家族に関する個人情報等を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(苦情対応)

- 第 26 条 施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受け付け窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入所者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
  - 3 利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
  - 4 苦情を申し立てた入所者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(虐待防止に関わる事項)

- 第 27 条 園長は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をするものとする。
  - 2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
  - 3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。
  - 4) 上記に掲げた措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 園長は、サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報し、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 28 条 園長は、利用者に対して事故が発生した場合、速やかに市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
  - 3 園長は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(併設施設の協力)

- 第 29 条 園長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、併設施設の協力を得て、電話等の設備を整え、常時緊急対応できるよう体制を確保するものとする。

(地域社会との連携)

第 30 条 園長は、常に地域社会と連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

附 則

この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。